

令和5年度公金管理運用計画

令和5年4月

港区会計室

港区公金管理運用方針(平成14年6月13日付14港収第64号)に基づき、令和5年度港区公金管理運用計画を次のとおり定めます。

1 日本を取り巻く社会・経済状況

令和5年1月23日に閣議決定された「令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、令和5年度の経済見通しとしては、実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と民間需要がけん引する成長が見込まれ、消費者物価(総合)については、各種政策の効果等もあり、1.7%程度の上昇率になると見込まれる、としています。

日本銀行は、令和4年12月19日～20日の政策委員会・金融政策決定会合において、長短金利操作の運用を一部見直すことを決定し、長期金利の変動幅を、従来の「±0.25%程度」から「±0.5%程度」に拡大しました。

また、令和5年1月19日に公表された「経済・物価情勢の展望」では、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数(除く生鮮食品)の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。政策金利については、現在の長短金利の水準、または、それを下回る水準で推移することを想定しています。

このことから、長期金利の変動幅拡大は金融緩和の一環であり、当面、金融政策に大きな変更は見られないことから、若干の金利の上昇はあるものの、引き続き令和5年度も大幅な金利上昇は見込めず、運用収益は、横ばいで低調な状況が継続すると予想されます。

我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、エネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、日本を取り巻く環境は厳しさが増えています。

引き続き、国内外の動向と金融資本市場の変動を注視していくことが必要です。

2 区の現状

区の人口は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて令和2年6月から減少していましたが、令和4年2月以降は増加に転じています。

令和5年1月1日を基準日とした区の将来人口の推計では、令和5年以降は感染症の拡大前と同水準の増加傾向が継続し、令和13年に30万人台となる見込みです。

区の財政状況は、歳入の根幹をなす特別区民税については、新型コロナウイルスの影響が給与等の個人所得には少ないことに加え、株式譲渡所得が増加していることから、令和3年度決算では前年度比4.3%増の816億円余となっており、この傾向は令和4年度も継続しています。

コロナ禍の影響で中止や縮小を余儀なくされたイベントなども回復しており、まちに活気が戻ってきています。しかし、物価高騰など区民生活に直結する様々な課題に直面し、さらに、地球温暖化や激甚化する自然災害への懸念も増加するなど、区を取り巻く社会経済情勢は不安定な状況が続いています。

区は、先行きが不透明な中においても、区民の命と健康を守るため、健全で安定的な行財政運営を確保していくことが求められていることから、公金の管理運用の重要性はより高まっています。

図1 人口推計



港区人口推計(令和5年3月)データから作成(令和5年は1月1日現在の確定人口)

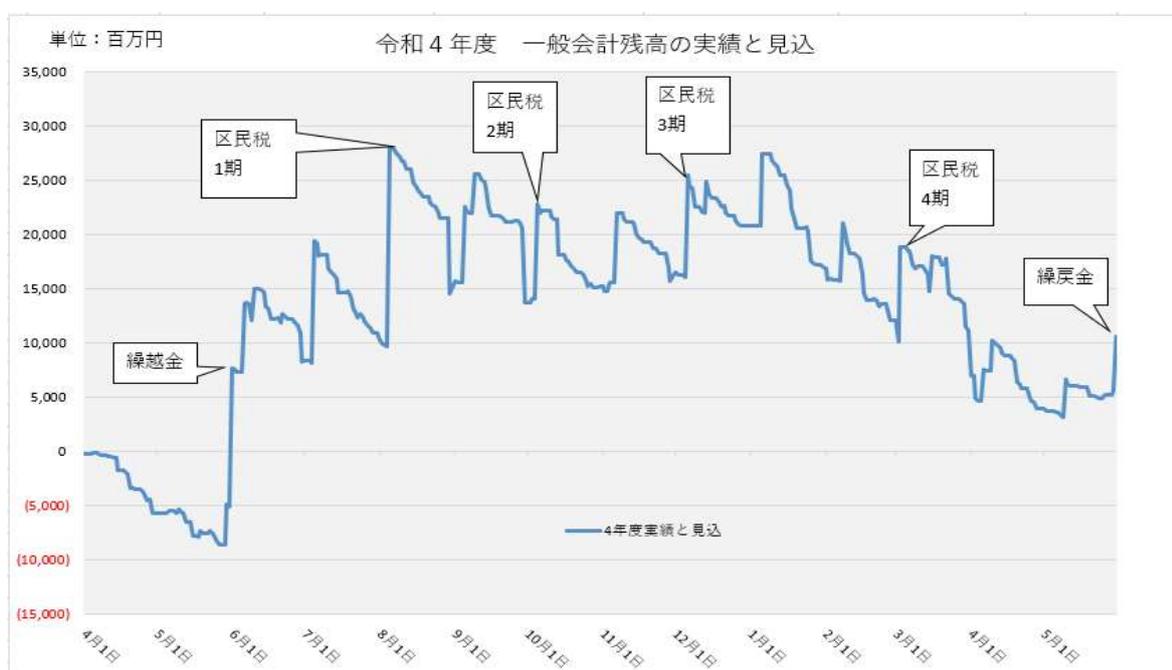
3 歳計現金等※

(1) 収支の年間見通し

例年、年度当初は区税収入がほとんどなく、5月末にかけては資金残高不足になることが見込まれます。このため、前年度会計からの繰替え運用による資金手当へのほか、基金の早期繰入、基金からの繰替により支出に必要な歳計現金を確保します。

6月以降は特別区民税や国民健康保険料の当該年度分の収納により、資金残高は大幅に増加し、以降は年度末までプラスで推移する見通しです。

図2 令和4年度一般会計の残高の実績と見込



(2) 歳計現金等の運用

歳計現金は、地方自治法により、「最も確実かつ有利な方法で保管しなければならない」とされており、支払に支障をきたさないよう細心の注意を払いつつ、効率性にも最大限配慮する必要があります。このため、日々の支払にあてるための支払準備金である歳計現金は、原則として普通預金と当座預金で保管・管理して流動性を確保します。

なお、緊急時等における速やかな対応を除き、直近で支払いに充てる予定がない資金については、健全性が確保され経営の安定した金融機関に定期性預金(定期預金、積立預金などの預入期間を定めた預金)で保管・運用することとします。

※歳計現金等: 歳計現金(歳入歳出に充てる現金)と歳計外現金(預かり金等)の合計

地方自治法

(現金及び有価証券の保管)

第 235 条の 4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金(以下「歳計現金」という。)は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

地方自治法施行令

(歳計現金の保管)

第 168 条の 6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

4 基金(積立基金)

(1)基金残高の見通し

区では、時代の変化に即応した事業展開を支えるため、基金を積み立て効果的に活用しています。基金は一般家庭の貯金に相当するもので、財源不足等を年度間で調整するための備え(財政調整基金)のほか、高齢者福祉施設や教育施設の整備・長寿命化など活用目的に応じた16の特定目的基金があります。(P6参照)

(2)基金の運用

基金は、中小企業への融資や介護保険制度の安定運用ために個別に運用する基金を除き、スケールメリットを活かすため一括で運用することとし、安全性と流動性に加え、長期にわたり低金利が続く中においても効率性・収益性を重視しながら、預金及び債券により運用していきます。

預金による運用は、港区基本計画・実施計画に基づく年次計画の実施分と、危機発生時に速やかに活用する「震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金」相当分とし、原則として期間1年以内の定期性預金により流動性を確保します。また、預入先は、引合い(入札)方式により決定することとし、引合いの対象とする金融機関は、経営の健全性を第一に、安全性、流動性及び効率性の確保を総合的に評価し選定します。

債券による運用は、安全性と効率性を重要視して選択し、償還期間5年を基本として、年度ごとの償還額の平準化を図りながら安定的に資金需要に備える「ラダー型運用※」を行います。令和5年度は、年度内に償還される 200 億円を原資とし、満期を迎える定期預金の活用も含め、発行される債券の優位性を総合的に勘案して購入します。

※ラダー型運用：償還金額が毎年度均等となるように債券を購入すること。金利変動を長期的に平準化する運用手法。定期的に償還が訪れるため、不測の資金需要にも備えることができる。

地方自治法

(基金)

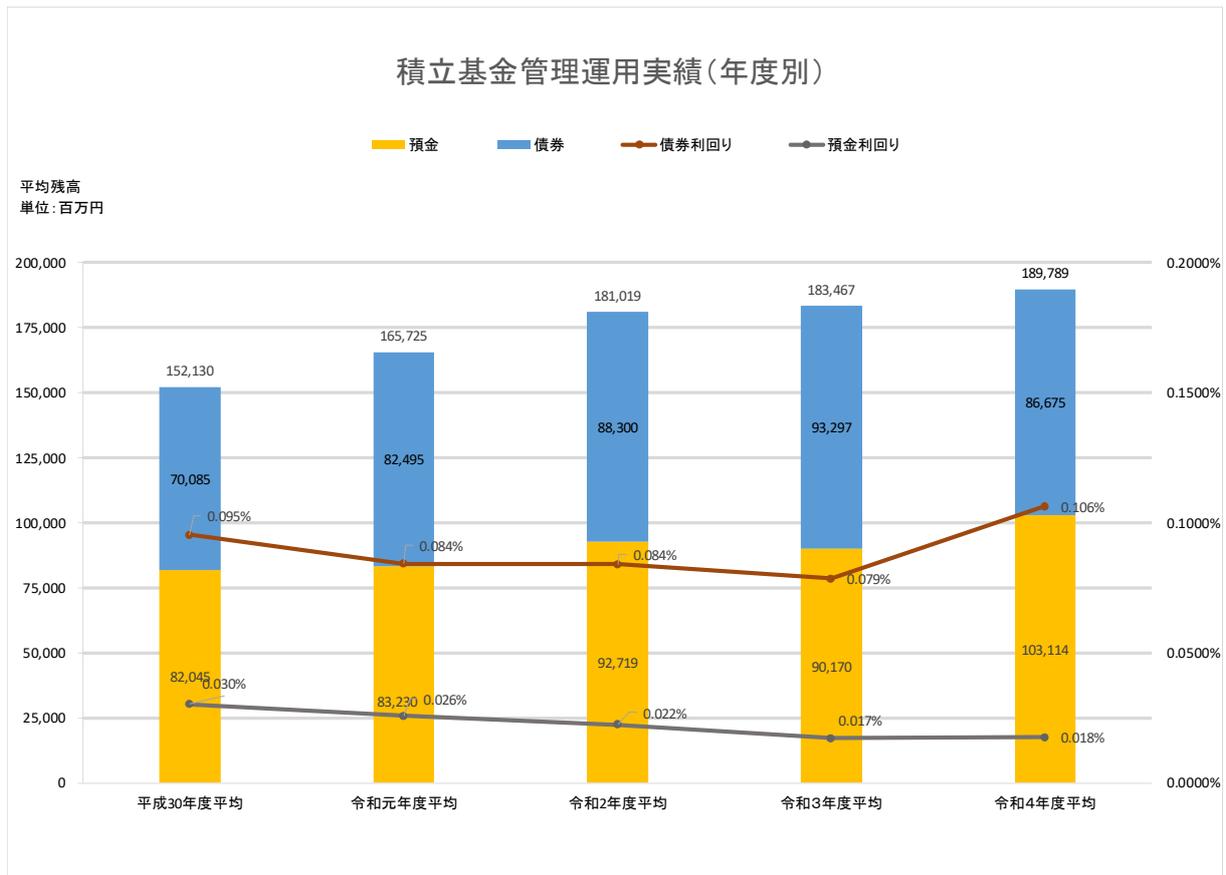
第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

債券の償還予定

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
償還額	200 億円	113 億円	191 億円	180 億円	195 億円

図3 積立基金管理運用実績(年度別)



基金残高

(単位:円)

	基金名	令和3年度末	令和4年度末
一括運用の対象とする基金	みなとパートナーズ基金	117,858,599	151,022,320
	文化芸術振興基金	698,408,522	635,349,145
	震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金	81,623,173,465	88,674,967,002
	高齢者安心定住基金	405,388,000	398,234,000
	高齢者福祉施設等整備基金	1,842,965,352	1,793,986,872
	定住促進基金	7,733,554,177	8,038,446,177
	地球温暖化等対策基金	113,474,405	113,537,301
	子育て王国基金	3,922,427,957	3,660,423,957
	財政調整基金	51,390,052,222	54,573,030,052
	公共施設等整備基金	17,438,650,000	15,860,224,000
	安全安心施設対策基金	3,457,295,369	3,339,748,278
	奨学基金	66,506,500	89,979,500
	教育施設整備基金	13,409,780,330	13,509,780,330
	障害者福祉推進基金	799,360,526	675,294,131
す個別基金用	中小企業融資基金	2,500,000,000	2,500,000,000
	中小企業融資利子補給基金	1,530,950,097	1,530,981,571
	介護保険給付準備基金	1,872,973,778	2,174,080,871
	合計	188,922,819,299	197,719,085,507